資料2－1

他市における条例制定状況

全国・全道の特化条例制定状況

	市区町村数		安全安心まちづくり条例等の制定数		うち特化条例		見舞金制度導入済み数	
R6.4 現在	全国	1,721	1,038	60%	847	49%	863	50%
	全道	178	177	99%	51	28%	42	23%

※R6　犯罪被害者白書より

R7.4 現在	札幌市、岩見沢市、富良野市、留萌市等	95	53%

※暫定数

うち、市は北斗市と網走市

他市の特化条例で規定している主な項目

1.基本理念	犯罪被害者等の尊厳が尊重され、置かれている状況に応じて適切な施策を講じ、必要な支援が途切れることなく行われることなどを規定する。
2.市町村、住民、事業者の責務	行政、住民、事業者等が、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性に理解を深めることや、それぞれの役割、二次的被害を防止することなどを規定する。
3.連携協力	他の地方公共団体、関係機関・団体等と連携・協力の上、必要な支援体制を整備することなどを規定する。
4.相談及び情報の提供	日常生活、社会生活を円滑に営むことができるよう、必要な情報提供を行い、専門知識を有する者を紹介することなどを規定する。
5.心身に受けた被害からの回復	心身に受けた影響から回復するために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるように規定する。
6.経済的支援	犯罪被害に起因する経済的負担の軽減を図るための取り組み、施策等について規定する。
7.日常生活支援	早期に生活の再構築ができるよう状況に応じた家事・育児・介護などの日常生活の支援について規定する。
8.安全の確保	二次的被害や再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保することなどを規定する。
9.居住の安定	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難な場合に公営住宅等の活用、転居支援等について規定する。
10.雇用の安定	犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等を促進することを規定する。
11.理解の促進	広報活動、啓発活動、教育活動を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況、平穏な生活への配慮の重要性等について、市民や事業者の理解を深めることを規定する。